

令和5年1月31日

会員各位

一般社団法人全日本ホテル連盟

会長 清水嗣能

宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き（改訂版）

令和3年12月に宿泊事業者も関わる形でGoTo トラベル事業における給付金の不正受給が疑われる事案が発生したことに鑑み、宿泊業界として改めてコンプライアンスについて徹底すべく、令和4年1月に「**宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き**」（暫定版）を作成し、連盟会員に発出し、同手引きに基づく取組を実践するように対応を求めて参りました。しかし、残念ながら、宿泊業界をはじめ雇用調整助成金の不正受給が疑われる事案が未だに多数発生しています。

つきましては、今後、このような事態が再び発生することが無きよう徹底するため、全日本ホテル連盟としては、「**宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き**」（改訂版）を作成しました。主な改訂内容は下記のとおりです。

会員の皆様におかれましては、本手引きをご活用いただき、改めて、自社のコンプライアンス遵守体制の再徹底について、ご対応方よろしく願いいたします。

記

○主な改訂内容

4. コンプライアンス違反・不祥事発生時のリスク

- ・企業が即座に危機的状況に陥る、不祥事の隠蔽行為は企業のリスク・損害を拡大させる

5. 行動規範（コンプライアンス・コード）の再確認・構築

- ・問題が発生しやすい企業風土、企業風土の改善のための対応例
- ・コンプライアンス違反を防ぐため、経営者・従業員の意識改革・教育等
- ・社内環境の改善

7. 相談窓口の設置

- ・自社における相談窓口の設置 （社内窓口） （外部窓口）

8. 公益通報者保護法について

- ・令和4年6月1日に改正法施行、通報者の保護を強化

以上